

# 総務まちづくり常任委員会議事録

(令和4年9月8日)

## 総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年9月8日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 山田 強 副委員長 建石 良明  
委員 斧田 秀明 西田いく子  
藤井千代美 辻本 博之  
村井 浩二 中村 直幸  
森田 忠彦  
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則  
副町長 齋藤 健吾 秘書政策課長 西本 武史  
政策総務部長 小角 孝彦 総務財政課長 辻本 知也  
まちづくり推進部長 村上 正規 住民人権課長 木村 厚江  
健康福祉部長 子安 逸二 環境農林課長 木下 明紀
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件
  - (1) 認定第3号 令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
  - (2) 認定第4号 令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について
  - (3) 認定第7号 令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定について
  - (4) 議案第36号 太子町印鑑条例中改正の件
  - (5) 議案第37号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件
  - (6) 議案第41号 令和4年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)
  - (7) 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願

---

午前 9時30分 開会

○山田委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定といたしまして、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてほか2件、条例案といたしまして、議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の1件。以上、合わせまして6件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご認定並びにご議決賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○山田委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よってこれより委員会を開会いたします。

ただちに会議に入ります。

今回、本委員会に委託されました案件は、決算認定案件3件、条例案件2件、補正予算案件1件、請願案件1件の計7件でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○辻本総務財政課長 おはようございます。

私から、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

まずは、決算書の245頁、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額399

万9千533円、歳出総額311万6千623円、歳入歳出差引額は88万2千910円となっております。

では、歳出につきまして、250、251頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額311万6千623円。

1節報酬20万4千円は、管理会委員7名分の報酬でございます。

7節報償費6万1千600円は、下請者77件分の山林下請料徴収謝礼でございます。

11節役務費1万8千23円は、郵便料で4千452円、ため池賠償責任保険1万3千571円は、財産部管理のため池等の外周距離3千598メートルに対する保険料でございます。

18節負担金補助及び交付金281万5千693円は、NTT賃貸料下請者交付金として、NTT無線中継所への道路占用に伴う下請者への支払い47万6千610円、財産管理補助として、財産区管理池の草刈り作業に伴う各実行組合への補助金160万5千800円。山田地区振興補助65万5千円の内訳は、集会所、こちら町会は下ノ町会です、の改修補助金で、45万5千円。山田消防分団と水利組合へ、それぞれ10万円となっております。また、畑地区の財産貸付負担金として、7万8千283円支出がございました。

24節積立金は、定期預金利子1万7千307円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては、以上となっております。

続きまして、歳入ですが、248、249頁をお願いします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額1万7千307円は、基金の定期預金利子でございます。

2目財産貸付収入364万8千119円。これは、NTT無線中継所への専用道路用地貸付料、山林の下請料、関電及びNTTの電柱、敷地貸付料、畑地区のゴルフ場への財産貸付料などでございます。

2項財産売払収入、1目財産売払収入、1万8千782円は、昨年度、大阪府が実施した治山ダム整備工事に伴い、伐採した立木を売却した際に収入したものです。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額31万4千325円は、前年度の決算剰余金でございます。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入、収入済額1千円は、下請者の名義書換料として収

入しています。

最後に、254頁、基金残高をご確認ください。

令和3年度末現在高、3千657万2千906円となっています。

以上、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 現在、山田財産区で所有、管理されているため池。主なところになってくる、財産区やから主なところだけか、教えていただけませんか。

○辻本総務財政課長 山田財産区管理のため池につきましては、ちょっと先ほど決算でも申し上げましたが、ため池の賠償責任保険に入っておりますので、その保険に入ったときの資料のほうの手元にありますので、主なといいますか、池のほう、申し上げますと、数のほうが16池ありますね。北今池や中ノ島池、新池、上ノ池、後屋池とか、あと、文化池、南今池、南新池、豊後池、平尾池とか、そういったところが池の状況になっております。

以上です。

○村井委員 その今の池のところ、ため池というところで、主に農業用水利として、用水として活用されているほかに、やっぱり昔から、財産区いうたら、もうこれ過去からもうずっと受け継いできたところの用途でいうたら、防災上の治水機能で調整池機能というところのこともあるかと思うんです。現在において、そういう機能を満たしているのか。そういうところを教えてくださいませんか。

○辻本総務財政課長 ため池につきましては、委員おっしゃっているように、機能的には1つに限らず、要するに農業用水としてのため池機能であったり、また、治水機能であったりといった池の機能がございます。どの池につきましても、一定強弱はあると思いますが、そういった機能を持ち合わせておるのかなということでは思っておりますが、池の場所につきましても、奥深い山の中の池と、また、ちょっと市街地の中にある池といったところでは、当然、防災関係でいいますと、また考え方も違ってくるのかなというふうに認識しておりますので、そこら辺につきましては、財産区の池と言えども、一定の役割を担っている以上、特にうちの組織でいいますと、2階のまちづくり推

進部のほうと連携しながら、何らかの対策といたしますか、そういったことを進めていくことも、将来的には必要な場合があるのかなというふうに認識しております。

○村井委員 日頃から財産区の皆さん、役場共に、安全に運用してもらうような管理の状況、また、運用ということで努力されているかと思うんですけど、やっぱり答弁にもありましたように、山の中にある池と住宅区域のど真ん中にある池、もしくは、私も山田に住んでいるから、ため池の直下に幼稚園がある。そういう特徴のある池もありますしね。やっぱそういうところの議論というのを、ちょっとやっぱり2階部署とも連携取って、財産区管理の皆さんで、これからしていかなあかんとは私も思うんですけど、そういうところの、今現在、財産区の中で、そういう議論があるのかなのか、教えていただけませんか。

○辻本総務財政課長 今、委員がおっしゃったような内容の議論につきましては、今現在の管理会の中では、ございません。ただ、今後、そういった議論ももちろん出てくることも考えられますので、そうした場合は、話の内容によっては、2階と連携しながらというところで対応してまいりたいと考えております。

○村井委員 そういう議論をしていただいて、タイミングでも日本は政府も国土強靱化事業ということで進めていますし、いろいろと支援のところのメニューもあるかと思えます。また、その辺の動向も検討しながら、議論を進めていただいて、うまく運用していただきますよう、お願いしておきます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○建石副委員長 ちょっと教えてほしいんですけど、財産貸付収入、NTT用地賃借料、個別に細部的に分かりますか。この364万8千119円の項目、細項目、分かりますか。

○辻本総務財政課長 財産貸付収入364万8千119円の内訳でございますが、まず、無線中継所専用道路貸付料、こちらNTTのほうですけれども、こちらが218万4千936円。あと、畑地区の財産貸付収入、太子ゴルフですけれども、7万8千283円。あと、山林の下請料、これが87万7千160円。電柱の敷地貸付料、こちらは関西電力ですけれども、電柱113本に対して22万3千740円。あと、同じく、電柱敷地貸付料、こちらNTT柱40本で3万4千円。あとは、後屋池の貸付料、こちら、だんじり小屋のところすけれども、1万円ですね。あとは、大日池の貸付料が24万円というような内訳になっております。

○建石副委員長 一番やっぱり問題なのは、今、財産区のほうで問題になっているのは、貸付けている小作者言うたら悪いけれども、地権者ですね。それはきっちりと把握はされているんですね。

○辻本総務財政課長 毎年、下請料のほうは徴収しておりますので、どなたからの収入があったというのは、毎年、把握はしております。

○建石副委員長 この下請料の中で、例えば、もういいから返還するわというふうな方の動向はわかりますか、ここ数年間の。

○辻本総務財政課長 そうですね。動向としましては、もう代替わり等々が昨今激しくなっておりますので、それを機にもう返すといったようなことで、傾向としましては、当然、減る傾向にあります。毎年、下請も解除というような手続きもございますので、3年度末現在で164件ぐらいですか。ですので、今後も増えることなく、ちょっと減っていく傾向にあるのかなというふうには思っております。

○建石副委員長 今ちょっとあったように、今後そういう財産区の元々管理の土地を返されるということが増えていくので、太子町としても、今後、維持管理のところをきっちりと、また、今後、管理会のほうとも話し合いをしながら、進めていっていただけたらと思いますので、よろしく願いしておきます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 確認で、特別地方公共団体である財産区は、新規に、新たに財産の取得というのが法律上可能なのか、教えていただけますか。

○辻本総務財政課長 財産区の権能に関するご質問だと思うんですけども、財産区といえますのは、そうですね、ちょっと手元の資料を読ませていただきますと、財産区は、その制度の沿革から、旧来の権益の保全という、どちらかといえば消極的な行為のみを要するにとどまるということで、財産の保全、利用及び改良の管理行為並びに売却、貸付、処分といった行為についてのみ、行為能力を有しまして、新たな財産の取得につながるような、いわゆる積極的な行為能力は有しないというものとされております。

以上です。

○山田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号、令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○辻本総務財政課長 引き続き、私のほうから、認定第4号、令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

まず、決算書266頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は103万2千588円、歳出総額は68万1千360円。歳入歳出差引額は35万1千228円となっております。

では、歳出につきまして、270、271頁をお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額68万1千360円。

1節報酬20万4千円は、管理会委員7名分の報酬でございます。

1.1節役務費1万2千42円は、郵便料で2千940円、ため池賠償責任保険で9千102円は、財産区管理ため池の外周距離2千413メートルに対する保険料でございます。

1.2節委託料9万3千500円は、東谷池の草刈業務委託料です。

1.8節負担金補助及び交付金36万円は、9か所のため池に係る水利組合への管理補助金です。

2.4節積立金は、定期預金利子1万1千818円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては、以上となっております。

次に、歳入ですが、268、269頁をお願いします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、収入済額 1 万 1 千 8 2 7 円は、基金の定期預金利子でございます。

2 目財産貸付収入、収入済額 9 万 3 千 3 1 0 円は、関西電力及び N T T オプテージの電柱敷地貸料並びに新池の堤貸付料などでございます。

続きまして、3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目春日財産区基金繰入金、収入済額 7 0 万円は、基金からの繰入金でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、収入済額 2 2 万 7 千 4 5 1 円は、前年度の決算剰余金でございます。

最後に、基金残高ですが、2 7 4 頁をお願いします。

令和 3 年度末現在高は、2 千 3 0 4 万 8 千 9 1 円となっております。

認定第 4 号、令和 3 年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 先ほどの山田財産区と春日財産区との違いといいますと、かなり持っている山林というんですか、面積的な部分が違ったりとか、春日のほうでは、もうため池だけというふうな形の財産区が管理しているところというふうなところで間違いはないですか。

○辻本総務財政課長 委員、お見込みのとおりでございます。

○斧田委員 それと、今回の決算の内容なんですけれども、例年とほとんど変わることがないというふうな形でのことでよろしいですか。

○辻本総務財政課長 決算規模につきましても、内容につきましても、大きく変わった点はございません。主な収入の貸付収入につきましても、貸付先が増えた、減ったといった増減がなかったことと、あと、歳出面につきましても、新たな需要、例えば、災害が起こって、ちょっと修繕等々の工事が発生したとかいう部分は、3 年度はございませんでしたので、例年といいますか、2 年並みの決算となっております。

○斧田委員 ありがとうございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 春日財産区の中にも、住宅域にあるため池が何か所かあるかと思うんですけど、そのため池の周辺の住民さんと共に、財産区だけではなくて、周辺の住民さんとい

ろいろそういう管理のところのお話とか、実際に池の水を抜いて、池の形状、特に水抜かんと中の状況なんか分からないので、そういう取組というのは、春日地区で行われているんですか。

○辻本総務財政課長 私の知る限りでは、例えば、春日新池ですね。新池なんかは、その整備等につきましてもそうですし、水も抜けてある状態の池は実際に見たことがございますが、一部集会所用地としても利用されておったり、また、貸付なんですけど、駐車スペースとして、一部進めているところです。周辺の住民さんが利用されていたりとかいったところで、一定合意形成といいますか、そういったところはあの池に関してはあるのかなというふうには感じております。

○村井委員 山田地区においても、やっぱり住宅域にある池に関しては、やっぱりその周辺の住民さんも共通の認識を持ってもらわなあかんということで、自治会長さんを含めて、役員さんのところも、やっぱり認識を持って対応して、水抜いて、また、これは水抜いたら、えらいもん中から出てきよったぞみたいだね。やっぱり不法投棄物は水を張っていたら分からへんけど、抜いたらそういうのが出てくるとか、みんなでそれをまた片づけようやないか、掃除しようではないかというような気分にもつながりますしね。また、そういうのはもう、また周辺の皆さん、もしくは、地区の皆さんでまた検討してもらったら、財産管理のところはしっかり機能を果たしていくのかなと思いますし、また、よろしく願いしておきます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 池であったり、山であったり、財産区の方が守っていただいているんですけども、だんだん高齢化であったり、もう手放そうかなというようなこともある中で、先ほど、財産の保全と言いましたけれども、それがもう個人というか、財産区のメンバーだけでは中々しんどくなってくる中で、行政として、直接中には入れへんけれども、太子町の山全部見ても、池全部見ても、財産区だけが持っているわけではなかったら、それらもひっくるめて、最近は災害がもうとてつもないではないですか、一時の大雨とか。そしたら、全体で守っていかなあかんという意味では、ここ任せでなく、行政として手を入れるところ、森林環境贈与税基金もありますけれども、そういうのを使って、山を守って、災害対策ということで進めていることとか、国や府が何かやっていることとかありませんか。

○村上まちづくり推進部長 記憶に新しいところでは、平成29年にかなり大きな災害が

ありまして、特に山田地区の南今池、南新池、文化池の周辺部が被災したということがございます。

大阪府において、昨年度におきましては、南新池の上流部分で治山ダムの整備を行っていただきまして、昨年度末に完成したところです。

それ以外の部分につきましては、今年度も1か所、治山ダムの計画をしていただいていますので、その部分については、一定程度解消、今後のそういう災害につきましては解消されるもの、そういった施設を造っていただくことによって、解消されていくのかなということです。

災害が起きましたら、太子町のほうでも、災害の補助事業を使いながら、太子町としてできる部分につきましては、最大限対応させていただく予定で考えております。

○西田委員 起こってからであったら遅いので、日々チェックして、パトロールしていくというのを思うんですけど、そういうことを努力しながら、災害対策も打っていつているということなんですかね。

○村上まちづくり推進部長 ため池につきましては、地元水利団体さんのほうが、かなりきっちり管理していただいていますので、ため池についても大きな支障がないようなところになっています。

基本的には、地元と水利団体さんが管理していただく、ため池等がそうなんですけれども、町のほうも、地元団体さんと連携を取りながら、その辺はパトロール等も、今までも行っていますし、行ってまいりたいと考えております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号、令和3年度太子町春日財産

区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、令和3年度、太子町下水道事業会計決算の認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。本件について、説明を求めます。

○木下環境農林課長 認定第7号、令和3年度太子町下水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。下水道事業会計決算書の10頁をお願いいたします。

まず初めに、令和3年度における下水道事業の概況につきまして、ご報告を申し上げます。

(1) 総括事項ですが、本町の下水道事業は、平成2年1月から管渠の整備に着手し、令和3年度末の認可区域面積は254ヘクタールで、供用開始区域面積は、昨年度から1ヘクタール増えまして243ヘクタール、下水道処理区域内人口普及率は93.6%となっております。

(2) 業務状況ですが、処理区域内人口は1万2千163人、水洗化人口は1万1千52人で、前年度に比べ、9人減少し、有収水量は101万4千861立方メートルで、前年度に比べ、2万603立方メートル減少しました。

(3) 建設改良事業ですが、ストックマネジメント計画に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し、大道マンホールポンプ場の更新工事や太井川マンホールポンプ場において、制御盤等の更新工事を行いました。また、春日地区の管渠の調査を行いました。

2頁めくっていただきまして、12頁をお願いいたします。

(8) 経営指標に関する事項ですが、令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、下水道使用料の収益の減少等により、前年度比2.52%減の99.31%となり、健全経営の水準とされる100%を下回っております。また、下水道使用料水準の妥当性を示す回収率は、前年度比1.59%増の86.27%となったものの、事業に必要な費用を下水道使用料収益で賄えている状況とされる100%を下回っておる状況でございます。

次に、財政面につきまして、ご説明申し上げます。

1頁、2頁になります。

令和3年度太子町下水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益は、予算額

3億1千940万円に対し、決算額は3億874万207円でございます。

支出の第1款下水道事業費用は、予算額3億1千821万7千円に対し、決算額は3億807万9千742円で、不用額は1千13万7千258円となりました。

次に、3頁、4頁になります。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、予算額1億6千992万4千円に対し、決算額は1億6千135万4千100円でございます。

支出の第1款資本的支出は、予算額2億6千474万6千円に対し、決算額は2億5千533万4千647円となりました。不足いたします額9千398万547円につきましては、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5頁をお願いいたします。

損益計算書でございます。この計算書は、下水道事業の経営成績を表したものでございます。

1の営業収益1億3千221万9千78円に対しまして、2の営業費用は2億6千486万1千238円となり、営業損失は1億3千264万2千160円となりました。

この営業損失、2、3の営業外収益1億6千115万7千338円を加え、4の営業外費用3千53万9千749円を差引きいたしますと、経常損失が202万4千571円となりました。

この経常損失に、5の特別利益195万6千942円と6の特別損失2万2千725円を差引きした結果、当年度の純損失が9万354円となっております。

この当年度純損失に、前年度繰越欠損金28万1千509円を加算いたしました額37万1千863円が、当年度未処理欠損金となりました。

次に、決算附属説明資料について説明させていただきます。

最後の頁に記載しております経営指標に関しまして、ご説明を申し上げます。

有収水量は101万4千861立方メートルで、前年に比べ、約2%減の水量となりました。

一般会計繰入金は1億3千212万7千390円となり、前年度比で、2千622万6千787円で、減少しているものの、7千617万7千390円の基準外繰入れを頂戴している状況でございます。

企業債償還金は、令和2年度をピークに減少に転じております。

企業債残高につきましては、令和3年度末で、16億2千329万円で、前年度より約1億5千51万円の減少となっております。

以上、認定第7号、令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定についてにつきましの説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 今、最後に附属説明資料から言ってくれたので、一般会計の基準外繰入が減っている主な要因は何ですか。

○木下環境農林課長 一般会計の繰入金、特に基準外繰入金についてのご質問ですが、一般会計繰入金については、経営指標のとおり減少しております。この主な要因につきましては、企業債の償還金、元金、利息共に減っておりますので、それに伴い減少してございます。

以上です。

○西田委員 その附属説明資料の一番下が、公債費の推移がどんどん右肩下がりになっているということは、借金自体はどんどん楽になっていくという将来見通しがこれに書かれているということですか。

○木下環境農林課長 企業債の将来的な見通しについてでございますが、今のまま事業を凍結といいますか、新規事業を行っていかなければ、このままの状態です減少しますが、今後、管渠の更新等が控えておりますので、その辺は企業債が上昇に転じないように、経営状況について見定めながら、事業の計画を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○西田委員 もうそろそろ管渠の更新に入らなあかんよなあと思うような場所とかもあるんですか。それとも、ここに書いているぐらいの年度までは、新たに使わずに、この後、棒グラフの後ぐらいから、そういうようなのがそろそろ始まっていくのかなってお考えですか。

○木下環境農林課長 現在、管渠のカメラ調査をやっておるところでございます。今年度につきましては、磯長台のほうで調査を進めておるところですが、今のところ、すぐに手をつけないといけないというような場所は見つかってはいるんですが、長寿命化とい

うところの観点でいきますと、管の更生も見据えていかないといけないと考えておりますので、近々、磯長台につきましては、水道の入替え工事も行われると聞いておりますので、その辺と併せまして、費用が無駄になることがないように、事業のほうは計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 やっぱりこれ、日本全国どこでも、ちょっと人口が減ってくるということで、有収水量のところですね。どうしても、住民さんのご利用だけであつたら、今回も人口が減っているというところなんですけど、やっぱりこの先、どこでもやっぱり企業さんのところに、そういう下水道を利用させていただいてというところの戦略を組んでやっている自治体が多いかと思うんですけど、太子町においては、そういうところのお考えはあるのでしょうか。

○村上まちづくり推進部長 企業誘致をやるに当たって、インフラ整備をやっていかないのかというご質問になるかと思えます。

以前は、太子西条線においては、先行投資ということで、下水道整備等も行いました。水道もさせていただいた経緯がございます。

あと、企業誘致を進めていくという部分につきましては、今の土地利用、当然、都市計画マスタープラン等の中身に整合させた企業誘致を図っていく必要があるということになるんですけども、今、太子町においては、今の総合計画及び都市計画マスタープランの範囲の中で、可能な部分で企業誘致を進めていくということで、1つは提案基準の26等を、この間、お示しさせていただきましたが、その中でも、ちょっと工場等の企業誘致を進めていきたいと考えているところでございます。

それ以上の部分で企業誘致を進めていくという形になると、やはり現在の総合計画及びマスタープランの変更等が出てきますので、次回の変更の折には、今の状況に応じた形の企業誘致が図れるような形で、計画等の見直しが必要とは考えております。

提案基準の26、10月頃に策定される予定になっておりますけれども、その部分については、水道は入っておりますが、下水道はちょっと入ってない。試算したところ、かなりの金額がかかるという形になっています。今後、そこに下水道整備をすれば、当然、企業さんの誘致はしやすい形にはなつてまいりますが、何分かなりの投資額になりますので、今後、企業さんの進出状況等も見極めながら、あとは、下水道事業でお金を

使っていないという、段取りしていかなあかん形になりますので、そこは経営状況を見極めながら考えていきたいと考えております。

○**村井委員** 先ほど、企業誘致をしているのは太子町だけではなくて、全国の自治体皆苦勞して、予算をかけて先行投資してということで、誘致しようと思ったら、やっぱり最低のインフラというところの整備はしっかりとしやなあかんやろうし、企業誘致を想定しているエリアについても、やっぱそういうところをしっかりと計画立てていかんと、ただ単に空き地がありますから企業来てくださって、そんな企業来るような、生半可なことで来ないというのが今の現状だと思います。

また、その辺、太子町において、今、下水道整備されているエリアのところというような土地というのもありますしね。わざわざ広場はあるけど、インフラ整備がされていない。いや、だけど、広場はいけるといふか、空き地はあるねんけど、周辺のインフラ整備はもうしっかりされているとか、例えば、業種によっては、その管路の大きさとか、すごい水量を使われるというようなところも、一般家庭ではなくて、やっぱり想定されることもありますし、それ以上大きくなってきたら、自己で排水処理施設とか、何なり整備されるのかもわからないですけどね。

やっぱりその辺のところもしっかりと、この下水道のところ、これから考えていったら、どうしてもそういうところの企業というところに、お力を借りて経営していかなあかんというところは、どうしても出てくると思うのでね。またその辺の検討というところもしっかりしていただいて、企業誘致なりの施策と連動させてやっていただきますようお願いしておきます。

○**山田委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

○**斧田委員** ちょっと基本的な話というんですか、頁でいうと12頁の一番最初のときに説明してもらった経営指標の推移の中なんですけれども、経常収支比率並びにその経費回収率のほうが、望ましいのは100%やという説明だったんですけれども、どうして100%に届いていないのか、何かそういう分析されてあったら、教えていただきたいと思います。

○**木下環境農林課長** 経営指標に関するご質問ですが、経費回収率をもう少し掘り下げてご説明させていただきたいと思います。

経費回収率につきましては、計算式としましては、分子に下水道使用料が来ます。分母のほうに、3条支出ですので、収益的収入の支出のほうですね、が来まして、減価償

却とか一部除かれる分はあるんですが、概ね3条の支出が分母に来まして、分子に下水道使用料が来るという状況でございます。

要は、下水道使用料で回収すべき経費を使用料で賄えているかという数値になるんですけれども、この数値につきましては、太子町が令和3年度で86.27%ということになっておりまして、全国で見ますと、全国は98.96%。類似団体でいきますと、78.51%なんですけれども、全国平均及び100%を下回っておる状況となっております。

今後につきましても、分析しますと、使用料は確実に減ってくるであろうということは、容易に想像がつくかと思うんですが、支払い利息も減ってきますので、分母のほうも減ってはくるんですけれども、流域の下水道の維持管理負担金、これが上昇するというふうに予測されますので、この経費回収率については、楽観視できない状況となっております。

あわせて、説明させていただきますと、国のほうからも、国庫補助金のほうで経費回収率が80%を下回れば、重点化から外すよというようなことも言われておりますので、その辺は経費回収率というのは注視して、今後も経営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**斧田委員** 今の説明を聞かせてもらって、積極的な形で、何かこれの改善できるようなことをできればいいんですけど、中々それをやるのも難しいというふうな形で理解しましたけれども、いかがですか。

○**木下環境農林課長** 経費回収率の改善についてでございますが、委員おっしゃられるとおり、今のところ、大きく改善するような手だてとしては、ないのが現状でございます。となりますと、最終的には下水道使用料の改定というのも見据えていかないといけないとは考えているところです。

以上です。

○**斧田委員** どうもありがとうございました。

○**山田委員長** ほかにございませんか。

○**建石副委員長** 今、斧田委員の関連なんですけれども、確かに若干のマイナス要因があると。今のところは、管渠の更新がなかったと。ただ、5年から管渠等々に資材を資本投下とかしていかなければならないということになってきて、ここにも書いているよう

に、下水道料金云々の状況になってきた場合に、今後の財源計画、そういうところはど  
うされるのか。確かに起債は16億円ちょいぐらいには減ってきてるのだけれども、こ  
れがまた起債が増えてくる可能性もあるのかどうか、その長期計画みたいなものがあつ  
たら、教えていただきたい。

○木下環境農林課長 今後の収支といいますか、経営状況の見通しでございますが、起債  
の償還金の減少に伴いまして、支出のほうも減ってはいくんですけれども、先ほども申  
しましたとおり、下水道使用料のほうも減少していくという中で、中々大きな経営の改  
善となるような手だてが、使用料以外には見当たらない状況でございます。

後ほど出てくるんですが、下水道事業として、財源として確保できるものは、借入れ  
しまして、経営を図っていきたいと考えておりますけれども、中々厳しい状況ではある  
と認識しております。

以上です。

○建石副委員長 これ、例えば、環境整備、管渠ですね。管の老朽化に対して、国費的に  
交付金なり補助金なりはあるんですか。

○木下環境農林課長 マンホールポンプの更新を毎年行っておるわけでございますが、マ  
ンホールポンプにつきましては、半分の交付金を頂いておる状況でございます。管渠に  
つきましても、同様に、国庫の対象となるものにつきましては、交付金の対象とさせて  
いただきたいと考えておりますが、先ほど申しましたとおり、将来的には経費回収率の  
部分で、重点化から外すよというようなことも言われておりますので、その辺も見据え  
てやっていきたいと考えております。

以上です。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 人口的には減っていると思うんですが、昨年、急に増えるというのはないか  
と思うんですけど、新しい汚水柵は、どれぐらい増えますか。建築確認が増える量を聞  
いたほうがいいのか。要は、件数が、古い家についてはそのまま閉鎖してしまおうと  
いうことなんだろうけれども、小さいミニ開発とか、そういったものが結構あちこちで  
つくられていると思うんですけれども、そういった新しく汚水柵を、増えていると思う  
んですけど、その率、率というんですか、どれぐらい増えてるんですか。

○木下環境農林課長 新規住宅開発に伴う汚水柵の上昇の数でございますが、すみません、  
数としては把握はできておらないんですが、新規で住宅開発をされる場合につきまして

は、開発事業者さんのご負担において、汚水柵までは整備していただいておりますので  
ございます。

○中村委員 いや、住宅会社のほうに負担をしているということではなくて、件数として  
どれぐらいの伸びがあるかということをお教えしてもらえたら。

○木下環境農林課長 大体年間を通しまして、40件程度の汚水柵が増えておる状況でござ  
います。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 今言ったように、下水が通っているところ、全部入ってもらって100%接  
続で、少しずつかもしれませんが、それはやっぱり収入に反映できていると思うんです  
けれども、畑と葉室は入っていませんよね。ちょっと前に質問した、太井川の辺りがち  
よっと下水、川を越えなあかんし、そこはちょっとためらっていますみたいなどころが  
あったんですけれども、あと、高齢の独り暮らしで本当に奥のほうやから、中々しんど  
くて、そこはお願いするのも心苦しいしというようなところもあるんですけれども、改  
めて、いろんなどころに私道とかもあるんでしょう。そういう意味で、本来であったら  
つけなあかんねんけれども、入り込めてないというのは、何件というのは、どれぐらい、  
割合、そんな大したことないです、そやけど、やっぱりそこは中々難しいですよという  
認識があるのか、ちょっと教えてください。

○木下環境農林課長 私道の整備に関するご質問ですが、私道に関しましては、2軒以上  
の住居があれば、整備を行っておるところでございます。あくまで私道を所有の方から、  
下水道管を引いてほしいという申請に基づいてやっておりますので、ご本人様というん  
ですか、所有者さんが下水道整備を望まなければ、中々整備が難しい状況でございま  
すけれども、ここ数年、私道の整備をご要望する声というのは、現在のところ、届いてい  
ない状況でございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認定第7号、令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時30分 休 憩

---

午前10時45分 再 開

○山田委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○木村住民人権課長 議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

本件の改正は、印鑑登録証明書を個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで交付するために、本町印鑑条例及び本町手数料条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。

太子町印鑑条例の新旧対照表をお願いします。

第14条は、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機（マルチコピー機）を自ら操作することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定の追加を行っております。

次に、第14条から第19条は、今回の改正の追加に伴う条ずれでございます。

なお、15条につきましては、過去の改正漏れがあったため、今回改正するものでございます。

次に、手数料条例の新旧対照表をお願いいたします。

こちらは、太子町印鑑条例の一部を改正する条例に合わせて、附則第2項を設け、改正するものでございます。

第2条第14項及び第15項は、手数料条例に規定する印鑑登録証の交付等を明確にするための改正でございます。

次に、議案の次の改め文をお願いいたします。

改正附則の施行期日でございます。この条例は、附則の日から起算して、6月を超えない範囲で定める日から施行することとしております。これは、コンビニエンスストアで交付に当たっての行為が概ね6か月必要と見込んでいるため、施行日を規則にて委任するものでございます。

なお、現時点では、コンビニ交付の開始予定を令和5年1月頃と見込んでおります。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 令和3年度で印鑑証明の発行枚数というのは、年間どれぐらいあるんですか。

○木村住民人権課長 印鑑証明の発行枚数につきましては、年間で3千561件でございます。月に直しますと、約265件となっております。

以上です。

○村井委員 これマイナンバーカードを活用されて、コンビニのほうで発行できるようにしていただけると。今まで、多くの住民さんが望まれたことが、少しずつですけど、実現していくのかなというところもあるんですけどね。

やっぱりコンビニで住民票の写しとかも、他にもいろいろ発行できるようになるかと思うんですけど、やっぱり利用促進というところの、利用料の割引というか、減免というか、そういうやっている自治体も多いんですけど、現段階で、そういう利用促進のそういう手数料の減免制度というのは考えられてないのでしょうか。

○木村住民人権課長 今回、コンビニ交付に当たりましては、窓口と同等の300円で予定しております。

○村井委員 やっぱり今までのように役所まで来ていただかなくても、コンビニで発行できると。これは、コンビニは、太子町内のコンビニに限定されるのでしょうか。

○木村住民人権課長 いえ、太子町のコンビニではなく、全国どこのコンビニでも、マルチコピー機が設置されておまして、マイナンバーカードをお待ちいただいたら、利用は可能となっております。

○村井委員 そうですね。全国どこの、設置されているコンビニやったら、活用されて、

いけると。お勤めで大阪市内へ行かれても、太子町役場にわざわざ来なくても、そこで発行できる、すごい便利、利便性の高いシステムやと思うんですけどね。やっぱりそういう利用促進をどんどんやっていかなあかんと思うんです。恒久的にやることではなくて、キャンペーン的に、やっぱりそういう宣伝のところもありますし、住民さんの利便性にどんだけのことがいけるのか。印鑑登録証明書のほかに、これからそういうふうに進めていこうというふうな、証明書、または、何て言うか、今1階で発行されているので、ほか、これからこういうのを進めていこうというふうなお考えはあるんでしょうか。

○木村住民人権課長 マイナンバーカードを利用して、コンビニで証明等を取れるかというところでございますか。

○村井委員 はい。

○木村住民人権課長 そちらにつきましては、今現在のところでは、住民票と印鑑証明書になっております。また、コロナワクチンの接種状況等も見られるというふうに伺っておりますけど、今のところはそれだけでございます。

○村井委員 やっぱり全国の先進自治体においては、いろいろ発行、また、手数料の支払いに行けるとか、税の支払いも行けるとか、使用料とか、いろいろいたるところで工夫されているところもあるのでね。また、そういうところの先進事例をしっかりと研究、研修していただいて、また少しでも前に進むようお願いしておきます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○森田委員 今の関連ですねけど、手数料、太子町で発行しても300円、コンビニでも300円。コンビニは何か、何かの負担分を太子町がそれぞれぐらい負担するのかな。

○木村住民人権課長 コンビニの300円のうち、117円が国を通じて、コンビニのほうに、1件当たり入るといような形になりますので、太子町のほうは、183円が、こちらに手数料として入ってくるような形になっております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 私はマイナンバーカードに疑いを持っていますし、ただより怖いものはないと、まだポイントまでくれるという、何を慌ててそこまで広げなあかんのかなと思ってはるんですけども、発行して、いろんところでコンビニで使われると思うんですが、カードとかで一番怖いのは、情報を集めることやと思っているんですけども、逆に集めて得することもある中で、コンビニの、どこで何時に使ったとか、そういう情報は手に入れることができるんですか。

○木村住民人権課長 そこは、うちのシステムで管理というか、見れるような状況にはなっております。

○西田委員 そしたら、やっぱり土日がすごくニーズが高いとか、昼間働いているから、夜がニーズが高いとか、太子町にいてないから、よそで使うのが多いとか、そういうのは、数まだそんなないと思うんですけども、見れると思うので、そういうことで利用するのはいかがなものかなと思うのだけれども、太子町として、このコンビニの手数料とかも大概かかりますので、そういう意味では、うまく使っていただくというのも、少し頭の中に入れてもらったらいいのではないかなとは思っています。

また、コピー機でできるんやね。コンビニの。それで、私が何か物を買いたい、コンビニでお金を払わなあかんって、番号を打って、それめっちゃめっちゃ難しかったんですけども、今もうみんな持てという感じで、持ったら今であったらお金もらえるよみたいなんですけども、そういう持ったはええけど、使えるという保証はあるんですか。教えてくれるとかね。本当にこれは難しいですよ。コンビニで聞いたって、コンビニの人は教えてくれへんから、私はお客さんに聞いて、引き留めて教えてもらったぐらいなんですけれども、何か、時間的な利便性は図れると思うんですが、本当に使えるのかという点では、心配な点はありませんか。

○木村住民人権課長 使い方につきましては、マルチコピー機の画面で、操作案内に従って取っていただくような形になりますので、店員さんに教えていただくとか、そういった形ではなく、画面上で手順を操作、ボタンをどれか選んでくださいというような形になっております。

○西田委員 それが恐ろしい話で、タブレットを扱うのもまかりならんところで、高齢の方が、持ったはええけど使われへんということが多くて、結局ダンスの中になおしているというふうな話もありますので、取れ取れというのであったら、使い方をどっかで教えてあげるとか、使っていていいかどうかちょっと分かりませんが、そういう、後のことも考えてもらうといいのかなと思います。答えはいいです。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第36号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○西本秘書政策課長 それでは、私のほうから、議案第37号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず初めに、本改正に至りました理由と改正概要についてご説明させていただきます。

令和3年8月10日に人事院より国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、当該措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項については、令和4年10月1日施行とされているところでございます。

このことから、国家公務員の措置との権衡を踏まえ、地方公務員法の趣旨に従い、育児休業の取得回数等の緩和、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関する措置を講ずるため、本条例に関する部分の改正及び文言の整備を行うものでございます。

それでは、改正条例の説明をさせていただきます。議案書6頁目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条第3号アの改正は、「非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合に、育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに引き続き採用され、また、更新の見込みがある」との要件につきまして、「子が1歳6か月に達する日まで」から「子の出生時から起算して8週間と6か月を経過する日まで」と緩和するものでございます。

第2条第3号イ及び、次の頁、新旧対照表の2枚目でございます。第2条の3第3号の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関する措置について

の改正でございます。

非常勤職員を育児休業や対象期間を子が1歳から1歳6か月到達日とする要件について、育児休業の開始時点を1歳または1歳6か月時点に限定せずに設定できることとなり、夫婦で交代取得することや特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備したものでございます。

新旧対照表の4枚目、第2条の4でございます。

この第2条の4は、ただいまご説明いたしました第2条第3号2及び第2条の3第3号と同様の内容となり、非常勤職員の育児休業や対象期間を、子が1歳6か月から2歳に達する日とする要件について、育児休業を夫婦で交代取得することや特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備したものでございます。

次の頁、新旧対照表の5、第3条の第5号は、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別な事情に関しまして、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の取得に係る規定を削除するものでございます。

第3条第7号は、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別な事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備したものでございます。

第3条の2は条ずれ、次頁、第11条の第6号は、文言の整理を行っているものでございます。

戻っていただきまして、議案書の4頁、附則でございます。

この条例は令和4年10月1日から施行することとしております。

本条例改正を踏まえまして、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの充実に努め、男性職員の育児参加や女性職員の更なる活躍を目指し、非常勤を含めた職員が育児休業を取得しやすい環境を整えてまいります。

以上で、議案第37号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 人勧だったら、よく職員さんに「どうですか」という話があるんですが、これ働き方に関する意味では、組合にも諮って、組合の意見なんかも聞きながら、良くな

ることであつたらどんどん知らせてもらったほうがいい話だし、そういう話合いみたいなのはあるんですか。

○西本秘書政策課長 この件につきましては、事前に組合のほうとの話というのは特に行っておりません。法に従いまして、その条例を改正していつているところでございます。

○西田委員 でも、良くなることは伝えて、本当に出産どうしようとか思っている人もいてるかもしれへんけど、緩和されて良くなるのであつたら、それ、決まらな言われへんのかもしれませんが、今、国のほうでこういうふうに動いててというのは、伝えていただいてもいいのではないかなと思うんです。職員さんの働き方に関わる部分では、そこは連携を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、これ、10月1日からではないですか、良くなることであつたら決まり次第、施行してもいいかなと思うんですが、そうならないのはどうしてなのでしょう。

○西本秘書政策課長 この改正は、先ほど申し上げましたように、国の法律との権衡を踏まえまして整理しているものでございます。この上位としまして、国の今、法改正が10月1日ということで施行予定と聞いておりますので、その日と整合、均衡を図るべく、本条例につきましても、10月1日施行ということで考えております。

○西田委員 何か法律であつたら基準日がここで得する、損するみたいな話がよくあるではないですか。これでいったら、今働いている会計年度任用職員さん、職員さんで、10月1日でなければという、これも損得と言ったらおかしいけれども、そういう対象の方がいらっしゃるのか、これ水道企業団も出たので、そのときに聞いたときには、水道企業団のほうには、そういう職員もいないので、10月1日でも大丈夫ですみたいな話だったんですが、太子町役場ではいかがでしょうか。

○西本秘書政策課長 本町におきましても、そういう太子町の職員で、この10月1日というところで、逆に、何と言うか、損すると言うんですか、そういった職員は今おりません。

○西田委員 そう言いながらも、今も育児休業を取っていいと思うんですけれども、太子町として男性職員が育児休業を取ったりとかしている実績はあるんですか。

○西本秘書政策課長 実績でございます。令和3年度では2名、育児休業ということで、令和4年度、ただいま、現時点で2名の職員が育児休暇を取っております。

○西田委員 管理職に女性をどんどん登用してほしいということも何度も言っておりますけれども、やっぱり働きやすい職場、これはやっぱり男性も女性も同じように子育てに

も関わって、子育ての大変さも感じながら仕事できたらいいなと思いますので、引き続き、今でも実績があるということですので、皆さん、奥様が赤ちゃん産まれたら、いつでも休めるよというような体制、そのためには、人もちゃんと入れとかなあかんと思いますので、気持ち良く「子育て頑張っ」と言える体制が取れるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○山田委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 これ、ここだけではなくて、職員さん全般、非常勤のところの職員さんもなんですけど、太子町においては人材派遣会社を活用しての、何て言うかな、職員を派遣いただいているというところの取組はされているのでしょうか。

○西本秘書政策課長 人材派遣会社を活用しての取組は、今現在行っておりません。私の知る限りでは、過去にも派遣会社というのはなかったかというふうに思っております。

○山田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第37号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○木下環境農林課長 議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)の補正内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1頁をお願いいたします。

今回の補正につきましては、令和4年度地方債同意等基準運用要綱により、地方公営

企業法の財務規定等の適用に要する経費において、会計処理及び財務諸表の作成に要する経費について、今年度まで起債対象となったことから、第2条に記載しておりますとおり、営業費用中公営企業経営支援業務委託料66万円の財源に充てるため、企業債60万円を借り入れるための補正であります。

2頁をお願いいたします。

今回の借入れに伴い、キャッシュ・フロー計算書中、3、財務活動によるキャッシュ・フロー、いわゆる資金調達に関する活動における建設改良等の財源に充てるための企業債による収入が、当初予算から60万円増えております。

3頁をお願いいたします。

貸借対照表においても、2、流動資産、(1)現金・貯金が当初予算から60万円増えております。

4頁をお願いいたします。

3、固定負債、(1)企業債についても、60万円増えております。

以上で、令和4年度太子下水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 借り入れたこの60万円は、最終的にどうなっていくのですか。

○木下環境農林課長 今回は既に予算化されております、公営企業経営支援業務委託料66万円の財源に充てるということになります。ですので、ご存じのとおり、最終的には、下水道事業一般会計繰入れ、多くいただいておりますので、その後の一般会計の繰入額は返済が多くなるというふうになります。

以上です。

○山田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第41号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)は原案どおり可決することに決しました。

次に、請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員に説明を求めます。

○西田委員 請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願について、説明させていただきます。

この請願第2号は、「平和と生活を結ぶ会」湯川恭さん、ほか3名の方から提出されております。

件名は、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願となっております。

請願趣旨、意見書(案)は、改めて読み上げませんので、ご覧になっていただけたらと思います。

昨年の3月議会で、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求めるの意見書の提出を求める請願が提出された際は、賛成4人、反対5人、この僅差での不採択となりましたが、そのときでも、平和を望むということでは、皆さんの思いは何ら変わらなかったように思います。1年と半年がたった今、更に批准国が増え、国内で意見書採択自治体は、2022年7月1日現在で639自治体と増えております。

なお、大阪府は、和泉市議会、泉佐野市議会、摂津市議会、高石市議会、富田林市議会、阪南市議会、河南町議会、忠岡町議会、岬町議会、9自治体で、府内20%の自治体が意見書を上げています。また、最高の岩手県は100%になっています。

今年の6月には、核兵器禁止条約第1回締約国会議が開かれ、当会議には、北大西洋条約機構加盟4か国やオーストラリアがオブザーバー参加しています。

何とぞ皆さん、請願の趣旨お読みいただきまして、採択していただきますよう、お願いいたします。

○山田委員長 それでは、本請願の取扱いについて、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○建石副委員長 この請願、何回か出されているんです。その中で、やっぱり岸田総理も広島出身ということで、関心は持っておられると思います。

ただ、この間も、国連のほうで、核不拡散条約で、常任理事国の中でロシアだけが反対したと。そういったことの中で、確かに意見書を国内、我々が出すのはいいんですけども、まず、私の考えとしては、国連機構の改革、これを特に国内安保理の改革を、やっぱり発信していかなければならないのと違うのかなと思うので、どうも安保理云々で言えば、戦後、敗戦というよりも、戦勝国の集まりがつくったものであって、その辺のところ非常に疑問を抱いているので、やっぱり国連改革を念頭に置きながら、運動していくほうがいいのと違うのかなと思います。

○西田委員 私もその思いには賛同します。ですので、この方々の請願は、請願趣旨は、もうここに限られたことになってはいますが、請願採択された後の意見書（案）ですので、そういった文言を足すこともありますし、皆さんの合意の中ですから、ちょっとそこは外れてもいいのではないかなというので、特にこの表題から外れる内容にならなければ、請願を出された方々の思いにも沿うことになると思いますので、中身自体では太子町議会でちょっといらおうよというのがあってもいいかと思うんですけども、そういう扱いで、意見書（案）を上げていただくのもありかなと、私は思っています。

○山田委員長 よろしいですか。

○森田委員 私も、日本は被爆で唯一の国で、核の怖さというのを十分知っている。そやけれども、今、日本はアメリカの核で守られている。そやから、日本政府としては、アメリカには思い切ってよう言わん。だけど、核兵器というのはもう悪いのは分かっているし、今現在持っている北朝鮮とか、ちょっと考え方がもう特異な国がやっぱり先やめてもらわんと、アメリカもやめられへんというような状態ですけども、せやけど、この趣旨、核兵器禁止というのは同じ思いですので、私は賛成させてもらおうと思います。

○山田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○山田委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願について、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(起立5名・反対3名)

○山田委員長 起立5名、反対3名、よって、賛成多数でございます。請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願は、本委員会では、採択とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午前11時20分 閉 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 山 田 強